

学費未納者に対する取り扱い

(令和8年8月7日制定)

(目 的)

- 1 おたる国際福祉・観光専修学院学則第28条および同施行細則第9条の趣旨に従い、学則第36条に基づいて、本学の学生が学費を未納した場合の取り扱いを以下のように定める。

(学費支払期日の通知)

- 2 すべての学生に対し、学費の支払期日(分割納入の場合を含む。)を通知する。通知には、支払期日に支払がない場合には、本学の規則に従い、除籍の措置(本学の学生でなくなることを)を受ける可能性があることを付記する。

(事前相談、遅延期日①)

- 3 前項の場合において、支払期日までに支払が困難なときは、事前に、事務室に相談に来るように伝える。事前相談においては、学生との間で、新たな支払期日(遅延期日①)を決める。

(督促、遅延期日②、学費支弁者への通知、)

- 4 事前相談がなく支払期日までに支払わなかった学生、および事前相談で決めた遅延期日①までに支払わなかった学生に対して、新たな支払期日(遅延期日②)を指定した督促状を送付する。督促状には、学費未納の事実と除籍の可能性を、学費支弁者に通知することを付記する。

(学費支弁者への請求、遅延期日③)

- 5 遅延期日②までに支払がない場合には、その翌日に、学費支弁者に対して、遅延期日③を指定して、支払を請求する。

(担当部局)

- 6 第2項から前項までの対応は、校長、副校長の指導の下、事務局学務部が行う。学務部は、この取り扱いに定めるほか、状況に応じて、必要な措置をとることができる。

(除籍、通告)

- 7 遅延期日③までに支払いがなされない場合は、学務委員会は、当該学生を呼び出し、学則施行細則第9条第2号に基づき、除籍の手続に入ることを通告する。

学生が呼び出しに応じない場合、または所在が不明の場合は、通告は不要とする。

(施 行)

- 8 この取り扱いは、令和8年8月7日から施行し、令和8年4月1日に遡って適用する。